

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日 時 平成25年11月11日（月）13:25～15:35

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、川崎委員、野呂委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、
澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 第3ワーキンググループにおける審議の進め方について
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第3ワーキンググループにおける審議の進め方について
事務局から資料1と参考に基づき、第3ワーキンググループにおける審議の進め方、
審議の重点ポイントについて説明が行われ、了承された。

- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

事務局から資料2に基づき、第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度統計法施行状況に
関する審議結果との比較について、各項目の逐次説明、意見交換が行われ、修正部分
については、次回のWGで修正案を示し議論することになった。主な意見等は、次の
とおり。

i) 行政記録情報等の活用

事務局から資料3の説明が行われた。

・「統計データのビッグデータへの活用について」とあるが、趣旨が分からぬ。仮に公的統計のミクロデータの様なものをビッグデータとして提供することを想定しているのであれば、漏洩などのリスクや法制度上の課題もある。削除した方が良いのではないか。

→統計データとビッグデータを相互に結び付けるという主旨を反映するために記載

しているところ。今後の研究などにより、統計法上の整理などが必要となるようであれば、その点についても検討していく必要があると考えている。

ii) 社会保障・税番号制度の統計への活用

- ・個人番号の利用に関して懸念する向きもあるが、それにも配慮した上で、統計における利活用の検討をすることは必要。
- ・個人情報の利用は、統計を精緻化するためには必要と思われる所以、プライバシーには慎重に配慮しつつも、統計精度向上の観点から検討を進めていただきたい。
- ・各府省は個別の統計ごとの利用方法を考えるべきではあるが、並行的に、制度的に実施が可能かどうかの検討も重要ではないか。パブリックコメントの意見にもあるように、制度的に実施できるのかどうかが、大きな議論となるところ、制度的な問題はどこかが中心になって考えなければならない。
→制度的な検討を行う上では統計ごとに個人番号を利用することによる具体的なメリットの整理が必要になってくる。統計法を所管している総務省としても必要があれば各府省の意見を取りまとめて検討を行う。
- 別表を修正する必要はないが、制度的な問題が出てくることも想定される。その場合は総務省が中心となって対応するという理解でよいのではないか。

iii) 統計基準等の見直し

- ・「表章区分」については、何の表章区分か漠然としていて分かりにくいため、補足説明が必要ではないか。

iv) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

- ・「③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置」とあるが、民間事業者の活用はコールセンターの設置のみに限られると誤解が生じる可能性があるため、表現を検討してほしい。
→民間活用の主なものがコールセンターになることは事実だが、それが全てではない。

v) 民間事業者の活用、統計の品質保証活動の推進

- ・「民間事業者の体制」について、民間事業者の受託可能性があるのかどうか、実施体制が十分なのかどうか、などのような表現の補足が必要ではないか。
→一社だけではなくコンソーシアムとして受託しているケースもあるので、該当箇所の「体制」については、受託可能性、実施可能性、履行可能性等の説明を追記するなどの検討をしたうえで、次回提示したい。
- ・「プロセス保証」という言葉は注釈を追加する必要があるのではないか。
→3の（2）の記述を追加するなど、分かりやすい表現を検討したい。
- ・民間事業者の活用について、諮問案は現行の基本計画よりも簡素で後退したような印象を受ける。8割以上の統計で民間事業者が活用されているという実態を踏

まあれば、ポジティブな表現にしたほうが実情に合うのではないか。

→調査を行っている現場の観点からすると、リソースの問題もあるので、さらに民間を活用することが重要ななどの文言を本文に追記していただきたい。

→民間委託をすれば競争でコストが安くなるという一面もあるが、課題も多くある。国際的にも日本ほど民間事業者を活用している国はほとんどなく、行き過ぎて活用している感も否めない。調査に応じて適正に行うべきであり、「民間活用を拡大すればすべてが良い」と誤解されるような書き方は避けるべき。

→現行の基本計画に記載されている国勢調査や経済センサス、労働力調査や小売物価統計調査などの例示も、諮問案の趣旨に含まれているという理解でよいか。

→その通り。

→そうであれば、現行計画の内容は諮問案に全て含まれていることから、後退しているとは言えない。民間活用はあくまで統計精度の維持・向上のためであることが重要であり、より良く民間事業者を活用できればと考えている。

vi) 統計リテラシー等の向上

- ・一般用ミクロデータ（仮称）の作成について、各府省がただちに取り組むのは困難な状況であり、まずは先行している総務省統計局が情報提供を行うのが現実的ではないか。
- 統計センターでは擬似ミクロデータを試行的に作成しており、一般用ミクロデータ（仮称）について、各府省への支援が可能か確認し、次回会合で報告したい。
- ・「統計倫理」は、統計関連学会ではデータ利用や分析などを行う際における注意点として理解されており、「統計調査への協力」は含まれないのでないか。表現の検討が必要と思われる。

vii) その他

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2013」には、実効性のあるP D C Aの徹底として、政策評価に必要な統計整備を進める旨が記載されている。重要な動きであるので、当該記載に対する統計作成側の対応を第Ⅱ期基本計画諮問案に追記する必要があるのでないか。
- 諮問案の第4「2 各種法定計画等との整合性及び的確な情報提供の推進」において、政府の各種法定計画等に掲げられた「証拠に基づく政策立案」の推進の観点から、連携した取組が必要である旨が記載されている。本件は基本計画部会全体に及ぶ大きな話であり、ご指摘を踏まえて検討したい。
- 諮問案の第1に追記することも考えられるだろう。

（3）その他

i) 社会情勢を踏まえて追加すべき事項

資料1の「社会情勢を踏まえて追加すべき事項」について、意見があれば、11月18日（月）までに事務局にご連絡いただきたい。

ii) 次回の会合は、11月25日（月）の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>